

# 支 国民健康保険・後期高齢者医療制度 給申請書の送付

問 保険課 (国民健康保険の加入者) TEL 06-6992-1545  
 問 大阪府後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療制度の加入者) TEL 06-4790-2031

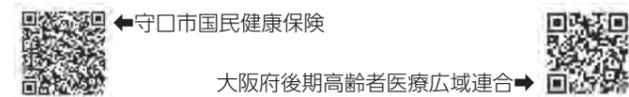
**高額療養費 (外来年間合算)**  
 対 守口市国民健康保険に加入する70歳以上の人で、令和6年7月31日時点で高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または低所得であり、合算対象期間 (令和5年8月1日～令和6年7月31日 (1年間)) の外来診療の自己負担額の合算額から高額療養費として支給された分を差し引いた額が144,000円を超えた人

**申請方法**  
 支給対象者には、1月中に支給申請書を送付していますので、保険課に提出してください。今年度からオンライン申請ができるようになりました。ぜひ利用してください。

**高額介護合算療養費**  
 対 世帯における医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の自己負担限度額を差し引いたとき、500円を超えた人。  
 ただし、高額療養費の支給を受けることができる場合は、高額療養費の額を差し引きます。また、国民健康保険の加入者で70歳未満の人が受けた療養にあつては、21,000円以上の自己負担額のものに限り、合算対象となります。医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象になりません。

**合算対象期間**  
 令和5年8月1日～令和6年7月31日 (1年間)  
**申請方法**  
 ▽国民健康保険の加入者  
 支給対象者には、2月中に支給申請書を送付しますので、保険課に提出してください。今年度から、国民健康保険ではオンライン申請ができるようになりましたので、ぜひ利用してください。  
 ▽後期高齢者医療制度の加入者  
 支給対象者には、3月上旬に支給申請書を送付しますので、大阪府後期高齢者医療広域連合に返送するか保険課に提出してください。

注 令和5年8月1日～令和6年7月31日の間に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。詳しくは問い合わせください。  
 また、自己負担限度額は所得区分により異なりますので詳しくはホームページをご覧ください。



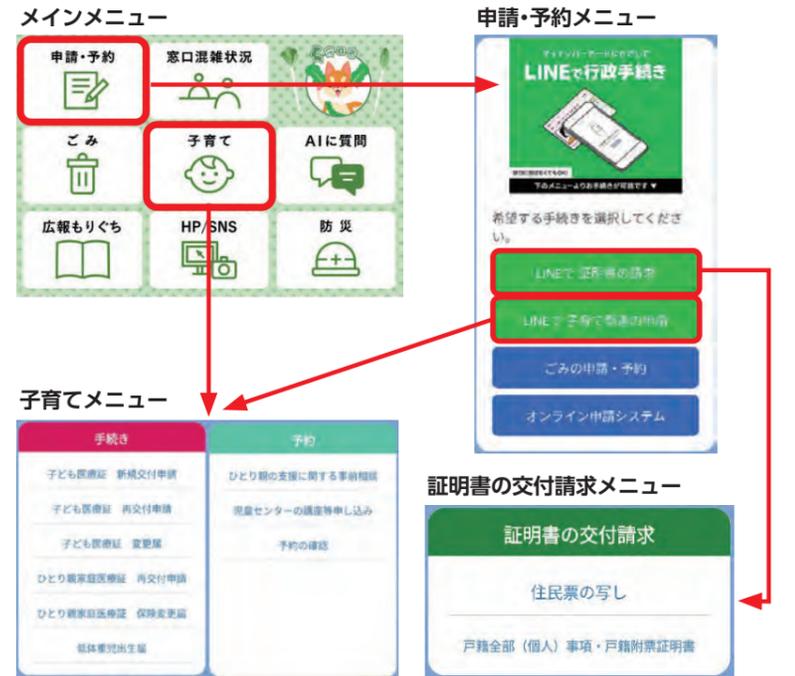
# 守 いつでも・どこでも・簡単に 口市公式LINEから行政手続きができます！

問 デジタル戦略課 TEL 06-6991-2324

守口市公式LINEから証明書の交付請求や、子育て関連の各種申請・予約ができます。今後も便利な機能を追加していきますので、ぜひ利用してください。

**申請できる手続き・予約**  
**【証明書の交付請求】**  
 ▽住民票の写し  
 ▽戸籍全部 (個人) 事項・戸籍附票証明書

**【子育ての申請・予約】**  
 ▽子ども医療証 新規交付申請  
 ▽子ども医療証 再交付申請  
 ▽子ども医療証 変更届  
 ▽ひとり親家庭医療証 再交付申請  
 ▽ひとり親家庭医療証 保険変更届  
 ▽低体重児出生届  
 ▽ひとり親の支援に関する事前相談  
 ▽児童センターの講座などの申し込み



## 消費生活センターだより ウォーターサーバーの契約トラブル

ショッピングモールで不意に業者に声をかけられ、臨時店舗で契約したウォーターサーバーのトラブルが増えています。

**【事例1】**  
 「当社に乗り換えたら、契約中の他社の解約料をキャッシュバックする」と業者から言われて契約したが、実際はキャッシュバックの対象外だった。

**【事例2】**  
 「サーバー代は無料、水も3カ月間無料なのでお得だ」と業者から言われて、よく考えずに契約した。半年後、あまり利用しなくなり解約しようとして契約書を確認すると、3年の契約期間内の解約には高額な解約料がかかることが分かった。そのような説明を聞いた覚えがない。

**【事例3】**  
 「水道水を使うので水代は無料だ。サーバー代だけ毎月払って欲しい」と業者から言われて契約した。だが使い勝手が悪く解約を申し出たら、レンタルだと思っていたサーバーが分割払いの買い取り契約になっていて、残債18万円を一括請求された。

**【アドバイス】**  
**▼本当に必要かよく考えましょう。**  
 慌てて契約するのではなく、一旦冷静になり不要ならきっぱり断りましょう。

**▼複数の業者で比較・検討しましょう。**  
 契約する前にいろいろな業者の商品や価格、機能、サービス内容などをよく調べて検討しましょう。  
**▼契約内容を契約前に必ずしっかり確認しましょう。**  
 勧誘時の説明だけでなく、必ずパンフレットや契約書面などをよく見て、契約内容を確認しましょう。

**〈確認事項〉**  
 ▽契約期間、中途解約時の解約料の定め  
 ▽毎月の支払額と総額、支払い期間、支払い方法 (分割か一括か)  
 ▽機器はレンタルか買い取りか、それぞれの解約条件  
 ▽水は水道水利用か毎月タンクで購入するのか  
 ▽他社違約金のキャッシュバックがある場合は、その条件  
 ▽業者の説明と契約書の内容が一致しているか

**契約をやめたいときにはクーリング・オフが可能な場合がありますので、早めに消費生活センターに相談してください。**

問 消費生活センター相談専用電話 TEL 06-6998-3600 (平日 9:00~16:30)  
 問 消費者ホットライン TEL 局番無し 188 (土・日、祝日 10:00~16:00)



## 個人 申告は3月17日 (月) まで 人市民税・府民税の申告

問 課税課市民税担当 TEL 06-6992-1456

個人市民税・府民税 (以下「個人住民税」) の申告は、3月17日 (月) までです。

**申告が不要な人**  
 ▽税務署へ確定申告書を提出する人  
 ▽勤務先で年末調整をした人 (給与以外の所得がない場合)  
 ▽令和6年中に無収入の人、収入があっても個人住民税が非課税となる人 (課税証明書が必要な場合などには、個人住民税の申告書を提出してください)  
 年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。例えば、国民健康保険料を年金からの天引き以外に、別途納付書で納付した場合、社会保険料控除の追加申告が必要となります。

**個人住民税の申告の受け付け**  
**時** 2月3日～3月17日 (月) 9:00～17:30 (土・日・祝日は除く)  
 ただし3月2日 (日) は開設 (10:00～15:00)

**場** 市役所2階課税課窓口

**申告に必要なもの**  
 ▽個人住民税の申告書  
 ▽収入を証明する書類 (給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)  
 ▽所得控除を証明する書類 (社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)  
 ▽本人確認ができるもの (①または②のうち2点の提示)  
 ①顔写真付きの身分証明書 (運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、学生証など)  
 ②顔写真の無い公的な証明書 (保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書)  
**備** 郵送でも受け付けています。

**注** 昨年個人住民税の申告をした人には、2月初旬ごろに申告書を送付します。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。また、所得税の確定申告や還付申告は、市役所では受け付けできません。